

幕末薩摩郷士の農業経営と下人(一) : 大隈国高山郷 士守屋家の手作と下人

秀村, 選三

<https://doi.org/10.15017/4488711>

出版情報 : 経済学研究. 19 (3), pp.69-113, 1953-11-20. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :



幕末薩藩郷士の農業経営と下人(一)

——大隅国高山郷士守屋家の手作と下人——

秀村選三

目次

- 一、はしがき
- 二、高山郷士守屋家の性格
- 三、農業経営——特に手作経営
 - (1) 手作地と小作地
 - (2) 手作における稲作の態様(以上本号)
 - (3) 手作における畑作の態様
 - (4) 技術的段階と労働形態
- 四、下人
- 五、むすび

一、はしがき

わが明治維新史の解明にあたつて、所謂西南雄藩の一つとして薩藩の研究が重視せられるべきことは言うを俟たない。

既に小野武夫・土屋喬雄氏らの先駆的研究は重要な意義をもち、又鹿児島県史〔全五卷〕は広い視野を以て基礎的考察を進めたのであつた。併し乍ら、その後には薩藩の重要性が強調せられるのに比して、ヨリ発展した研究が学界に寄与されること少かつたのである。

殊に薩藩はわが国最南端の薩隅日三国に位置し、更に道之島・琉球に強烈な植民地的支配を行つた藩であり、藩主島津氏は中世以来守護・戦国大名を経て近世の領国大名となつた我国唯一の例であつて、ために藩構造も極めて特異なる形態をとつており——云わば当地方の戦国期的構造をそのまま、近世まで持越し、しかもそれを「上から」強化しつつ所謂幕藩体制に適合せしめている形態であつて、その地理的・歴史的特質は充分に考慮されなければならない。

しかるに、最近まで薩藩現地の調査を基礎とし、郷村に埋もるゝ諸史料を生かしたモノグラフィが極めて少いため、我々は従来の研究を以て一応一般的・概括的な理解は得ることが出来るけれども、真にヴィヴィッドな歴史像を把握することが困難なではあるまいか。少くとも薩藩に関する限り、我々は未だ猶多くのモノグラフィを必要とする段階であり、勿論実証に基く大胆な立論は必要であるけれども、煇急な一般化は避くべきであらう³⁾。されば戦後現地の調査研究が進むに従い従来研究成果に対して多くの疑問を呈出し、又それを克服して新しい展望を得、豊かな稔りをもたらしつつあるわけである。小稿も先学の驥尾に附し特に大隅国高山郷^{ウツノ}における一郷士守屋家の農業経営(特に手作経営)の態様とその基礎的労働力たる下人について考察を進め、些かなりとも薩藩の基礎構造に触れたいと思ふのである。

抑々薩藩郷士(外城衆中)は小野武夫氏の所謂「特置郷士」の代表的形態であつて、⁴⁾鹿児島城下士(家中士)よりは一

段輕格のものではあるが、薩藩の軍事力と鄉村支配の基盤をなし一般農民の聚落たる「在^{ザイ}」に対して郷士聚落たる「麓^{フツト}」に居住し、平常は農業を営み事あるとき軍役を奉仕したものであつて、しかも同じく郷士身分の中にも近世初期より諸階層が窺え、殊に抱地^{カケチ}開發と高の売買——高上り（後述）を通じて単なる身分的階層にとどまらず幕末期には階級的分化の要素を著しく加えていたと見られるのである。小稿が取りあげようとする守屋家は幕末期数代にわたり郷士年寄（暖^{アツカイ}）を勤めた所の云わば上層郷士であるから、守屋家を以て直ちに薩藩郷士一般を推知することは出来ないけれども、大隅における一上層郷士の存在、その土地・農民支配の形態、農業経営の様相を解明することは薩藩の構造を分析する一支柱となり、又上層郷士をめぐる諸關係を究明することに依つて薩藩農民・下層郷士の研究にも寄与し得るものがあるかも知れない。更には広く全国各地における村役人層農民の進展或は商人寄生地主の展開と対比し、幕末維新各藩の政治的動向と睨み合わせつゝ比較すべき多くのものをもつていとも思われるのである。最近原口虎雄氏は薩藩各郷の上層郷士の經濟的基礎について、又芳即正氏は郷士年寄越家の耕作技術と経営の收支をとりあげ夫々すぐれた分析をされたのである⁸⁾が、芳氏の場合は薩摩国谷山郷であつて、同じ薩藩内でも西目^{シメ}——薩摩西南部と、東目^{ヒガシメ}——大隅・日向（諸縣郡）は相當に様相を異にし發展度の差違も顯著であるから、大隅国高山郷と云う極めて限られた土地ではあるが小稿の解明せんとするところ必ずしも無意味ではあるまい。

小稿に使用した史料は文久四年（元治元年）の耕作日記及び守屋舎人日記を主とし、このほか数度の調査に依つて得た高山郷士各家の史料を利用した。又高山町の伊東マル（文久三年生）、日高曾之助（明治二年生）、内之浦荘吉（同上）津曲武千代（同五年生）上田

熊千代（同十四年生）柿元東及び笠野原の田中栄熊（同六年生）の諸氏から明治年代に就ての聞取を参考し、幕末の状態を推定した。上記の古老から聞くことが無かつたら小稿の研究は困難であつたに相違ない。紙面を借りて厚く感謝の意を表する。

註 (1) 小野武夫、旧鹿児島藩の門割制度（土地経済史考証所収）、同、郷士制度の研究。土屋喬雄、封建社会崩壊過程の研究（第三篇 旧鹿児島藩の財政）。

尙薩藩郷士については、中村徳五郎、薩藩外城制度の研究（歴史地理五〇ノ二―五二ノ三）。川村洋、薩藩に於ける郷士制度の一研究（南国史叢第一・二輯）も無視することは出来ない。

(2) 戦後には藤谷俊雄、薩摩藩の社会組織と専売制度（日本史研究六号）があり、其他南薩漁業に関し、又中世の社会構造について数篇の論稿がある。近く岩片磯雄・山田龍雄氏らの調査研究による鹿児島県農地改革史が刊行の筈。最近発表されたものに芳即正、近世末期薩摩藩の農業技術と経営（社会経済史学十八ノ五）、原口虎雄、薩藩郷士生活の経済的基礎（宮本又次編、九州経済史研究所収）があり、小稿もこの両稿に負う所大である。殊に原口虎雄氏からは、このほか薩藩に関する種々の史料・文献の借覽と教示を仰いだ。

(3) 芳氏の堀江英一氏批判（芳、前掲稿）。或は奈良本辰也氏が長州藩郷士の研究から進んで土佐藩郷士・薩藩郷士をも「その最も古い形においてのみ理解することの誤りを指摘」されたこと（近世封建社会史論一三〇頁）は極めて正しいが、併し直ちに郷士 || 中農層の變革的意義が薩藩にも適用されるかの如く考えられているのは薩藩の基礎的研究が進んでいない現状では極めて疑問である。薩藩に於て氏の云われる「中農」が存在し得る基盤が有り得たであらうか。

(4) 郷士制度の研究、七三頁。

(5) 麓の景観、聚落形態、軍事的意義などについては太田喜久雄、薩摩領麓の研究（地球十五ノ五、六）参照。

(6) 例えば寛永十年における高山衆中の高は次頁第一表の如くである（寛永十年癸酉高山衆中帳写〔二階堂家文書〕より作成）

寛永十七年高山衆中軍役帳写、寛文六年高山衆中与分軍役帳（写本）〔二階堂文書〕でも同様の事情が窺える。

(7) 原口、前掲稿二二―二一六頁。又、山田龍雄、近世島津藩農政史に関する覚書（騰写刷）には「幕末に至り農民大衆を背景とした貧窮武士の反抗が散発するが、これはその族籍に囚われて武士階級相互間の抗争と見るべきでない。貧窮武士はこの場合被搾

第 1 表

高	家 部
一ヶ所持	42
1石以下	28
1~5石	45
5~10	19
10~20	10
20~30	6
30~40	2
40~50	0
50~100	3
150	1
152	1
281	1

(但、寺2、岸良=被罷居衆2家部、内之浦=被罷居候衆4家部を除く)

取者として農民と同じ立場に立つている」と鋭い見解を示されている。
前註(2)前掲稿。

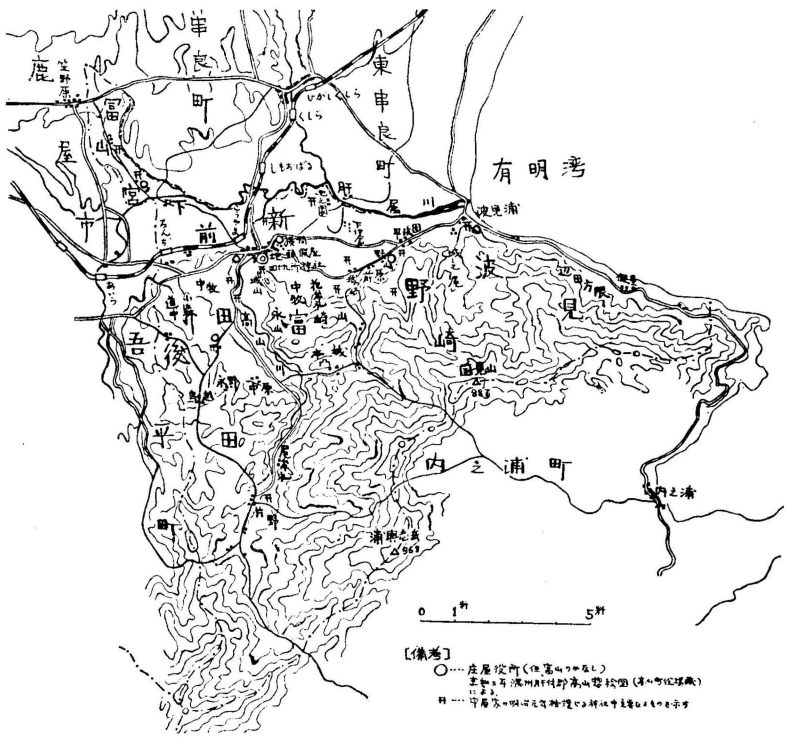
(8) 原口氏は「西目」を「人多くして土地少き」狭郷型農村、「東目」を「人少くして土地多き」寛郷型農村とされ、前者における門割制の崩壊・貨幣経済の浸潤、後者における自然経済の支配・抱地の発展・隷属的「札子」の多きことを指摘された。勿論此の二類型は本質的に対立すべきものでなく相対的な発展度の差違と思われるが、西目より東目への人移し、出稼は顕著な現象である(前掲稿二三二、二三八頁及社会経済史学会第二十一回大会における報告)。

(10) 宇都宮有方家所蔵文書。
守屋雄次郎家(屋号真澄舎^{マシキヤ})文書、整理して次の如く復元。――

嘉永五年十一月十二日より安政二年五月十七日まで、安政三年十月十七日より同六年正月廿八日まで、文久三年五月十四日より九月廿九日まで、慶応元年十月廿六日より明治元年二月十八日まで(但慶応元年は十二月十五日以後記事なし)、明治元年六月十四日より同四年七月十一日まで。

二、高山郷土守屋家の性格

大隅国肝付郡高山郷は現在の鹿児島県肝属郡高山町であつて、大隅半島の東南に位置して東北の一部は有明湾を隔て志



布志町に相對し、東は国見山を挟んで内之浦町に、西は肝属平野を隔て、吾平町・鹿屋市に接し、北は肝属川を以て申良町・東申良町に境する。その面積は約一二九、三五方竪に及ぶが現在でもその約七〇％は山林であつて、地勢は南から北へ傾斜して山林・畑地・田地の三段地を形成し、山麓の台地(殊に後田・前田・新留の台地)は往古より原野であつて、近世には抱地開發の対象となつたのである。国見山に源を發する高山川が町の西部を貫流して肝属川と合流し有明湾に注ぎ、両河川の沿岸に田地が開けているが、明治前期まで(排水工事以前)は多くは湿田(牟田)であつた。又藩政時代(寛文年間と伝ゆ)に開鑿された所の高山川からの用水(新富シンデンガワ、新富用水路母溝)が城山東北

の地帯を灌漑し、千町田シヤウツのためには、花牟礼池（旧、八反池）より千町田用水路が開かれている。（九六頁附図参照）

中世に於ては島津氏に最後まで対抗した豪族肝付氏の本拠1)〔本城＝肝付城。現在の麓は支城弓張城（城山）の北部に形成〕であつて、以来大隅の中心的地位を保持し、島津氏征覇後に於ても薩藩の重要な拠点であり、波見浦ハミは藩の要港であつた。近世に於ては新留（麓を含む、現在新富）・前田ウシロダ・後田ウシロダ・宮下ミヤゲ・富山・野崎・波見の諸村及び野町・波見浦より成り、天正年間大野外記以来伊集院・町田・仁礼・島津・川上・新納・樺山・比志島等の有力な藩臣が代々「地頭」に任ぜられていゝる。幕末高山郷の構成を知るために文政七年・明治四年の各村高と総人数・竈数を掲出すると夫々第2・3・4表の如くなる。

第2表 村高（合以下省略）

村名	文政7年	明治4年
	石	石
新留村	3,397.31	2,731.84
前田村	2,598.21	1,794.73
後田村	1,650.69	1,659.97
宮下村	1,063.41	778.62
富山村	639.50	632.55
野崎村	1,332.78	1,336.31
波見村	911.99	940.04
総高頭	11,593.93	9,874.09

第3表 文政7年における社会構成

	人数	竈数
郷士	936	225
出家	8	6
社家	81	18
地神座問家内	5	1
諸村百姓	3,948	885
野町(町人)	306	58
波見浦(浦人)	163	39
寺家門前	7	2
居住又内	8	7
居住他国永	17	—
居代抱者		
郷士下人	35	—
計	5,514	1,241

第4表 明治4年における社会構成

		人	数	家	部
士	族	1,260	{ 男女 668 574		311
平	祠官	97	{ 男女 52 45		27
士	族下人	284	{ 男女 179 105		62
百	姓	3,436	{ 男女 1,824 1,612		892
浦	人	190	{ 男女 92 98		49
町	人	340	{ 男女 167 173		79
旧	慶賀	15	{ 男女 10 5		4
旧	磯多	46	{ 男女 18 28		1
計		5,668	{ 男女 3,028 2,640		1,425

〔備考〕

いづれも文政七年隅州肝付郡高山由緒紀方帳、明治四年高山郷地名方位及人跡記（高山町役場蔵）により作成。人口の増加に反して高の減少を見るがその理由を知らない。尙薩藩における高は他藩と大いに異り、高一石は粃九斗六升であるから注意を要する。列朝制度卷之五（九州文化史研究所写本）、田賦雜徭（地方経済史料第一卷三八二—四頁）、諸郷榮勞調（農民史料聚粹第九卷六四頁）、鹿兒島藩租額事件（近世社会経済叢書第四卷一四四頁）等を見よ。

表中の諸身分について簡単には鹿兒島県史第二卷第二章参照。

さて守屋家は高山郷士の一つで、肝付一郡の総社とせられ中世肝付氏の崇敬神であつた高山郷宗社四十九所大明神の社司（社家頭取）として代々神事に奉仕した家柄であるが、⁴⁾小稿が取あげようとするのは幕末の当主守屋舎人重堯の代であつて、慶応四年に彼が社司として『格護』せる神社は四十九所大明神のほか郷内の二十社に及び、その子常磐も五社大明神等三社を格護しており、守屋家は高山郷内の神々の聖職者として大いなる權威をもつていたわけである。⁵⁾

註 (1) 高山内には支城の跡として御幣園城・和田城・宮下城・富山城・検見崎城等あり。前田西方盛光寺跡には肝付家歴代の墓がある。

(2) 入来院文書一五三号丁を見れば寛永十六年大隅諸外城三十一のうち国府・蒲生・帖佐・末吉と並んで高山の重要さが窺われるであらう。

(3) 四十九所大明神については三国名勝図絵、卷之四十八、鹿児島県史第二卷八二一頁。神社志下、八七一、二頁参照。

(4) 舎人の父彈正は文化四年次の如く願出ている。(文化四年、日帳)

『口上覚

右者私事爰元宗廟四十九所大明神社家頭取勤居申候処神職為繼目上京仕吉田殿官名右之通被仰付候ニ付名替之願申上度奉存候間奉願通名替御免許ト仰付様候御申上被下度奉願候

以上

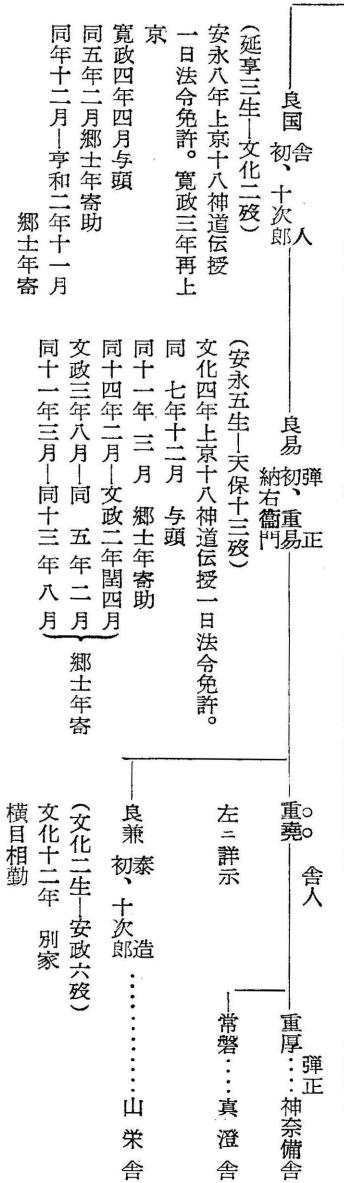
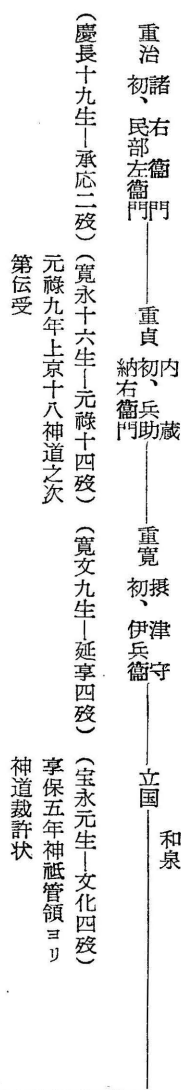
卯十月廿七日

郷士 守屋 納右衛門

御郷士年寄衆中

(5) 舎人日記、慶応四年八月十三日の条。四十九所大明神のほかはいづれも小祠であるが各村各々限の中心たる神々であり、停滞的社会に於ては我々が想像する以上の權威を有ち、民衆の生活・結合を規制している。即ち川上大明神(後田村片野)諏訪両大明神(前田村西方)西宮大明神(前田村和泉田)戸神大明神(後田村白坂)六所権現(宮下村核迫)宇内五社大明神(野崎村宇内)天満宮(前田村)祇園三社天王(新富村池之園)森十三所大明神(野崎村津曲)大塚大明神(野崎村塚崎)南嶽千五百連諸神諸大明神(川上社内)坂元三所権現(?)戸柱大明神(波見浦)乙子大明神(波見村辺田)稻荷大明神(富山村坂元)小鷹大明神(波見村)白山権現(串良郷上小原村)比良俊大明神(前田村合戦田)、白石大明神(後田村鳥越)。常磐格護のものは五社大明神(新留村五社馬場)天道兩大神宮(野崎村上原)及び守屋神社。これらのうちには「田舎社人」がおり、垣結いその他の労働を「加勢」として守屋家に提供する。

しかも幕末教代にわたつて組頭・郷士年寄を勤めているのであつて、同家の系図を略示(近世のみ)すると次の如くなるのである。



而して舍人については系図に左の如く録されている。即ち、

『重堯 舍人 初、十太郎 靱負 初、良堯

○寛政十年戊午二月十三日丁未刻誕生 母高山日高長左衛門為長嫡女トキ也○文政八年乙酉十月廿二日為与頭○同十三年庚寅九月廿九日 転為郷士年寄助○天保五年甲午二月八日退役願御免也○同六年乙未七月二十八日再為年寄助○同七年九月十日転為年寄○同九年戊戌二月

十九日退役御免也○同十四年癸卯正月廿六日繼目免許也○同年癸卯五月十一日十八神道伝授一日法令免許也○嘉永三年庚戌二月十日再為郷士年寄○安政五年戊午九月廿四日退役願御免也○文久元年辛酉四月七日三為郷士年寄○同二年壬戌八月為守衛任江戸在府二ヶ月明年正月廿三日従公姫照姫 駕帰国重堯時十六歳○慶応元年乙丑閏五月為嘜改郷士 年寄 ○同月諸郷々士為家中○同四年戊辰二月嘜退役願御免也
○明治四年辛未十二月廿四日未刻死年七十四（以下略）

舎人日記は、前述の如く嘉永五年十一月以後のみ残存しているので、彼の晩年については特に詳細に知り得るわけであるが、それに依ると嘉永三年二月郷士年寄（寺社方掛・前田村移者掛・牛馬皮取締掛）となり高山郷の支配・政務に活躍したが病のため安政五年九月退役御免仰付られ、十月には古郷士年寄・諸相談役を仰付られたのであつた。¹⁰⁾併し萬延二年（文久元年）四月には再び嘜（郷士年寄）宗門方掛・山方掛・浦掛となり慶応三年十二月老齡のため退役を願出で翌年二月退役を許されたのであつた。¹¹⁾しかも嘉永六年のころには彼の弟泰造良兼も「所三役」の一たる「横目」を勤めていること明らかであり、又高山郷に於て同じく郷士年寄を勤むる家筋の日高・吉井・宇都宮・伊東の諸家、代々組頭を勤むる宮田家或は飯隈山イノケヤマの救仁郷一族クニシロと代々姻戚の關係にあつたのであり、かゝる聖俗兩界にわたる權威を以て高山郷の郷士・農民に臨んでいたと云うことが出来よう。

註 (6) 簡単には県史第二卷一六六頁、小野武夫土地経済史考証一七頁。かゝる郷士年寄以下の役職には「役高」や「役得」が大なるものであつたことは原口、前掲稿二一〇、二一一頁参照

(7) 物部連守屋家系図（明治四十四年写、守屋泰三家文書）。これに天保三年守屋家略系図（守屋泰治家文書）を参照した。これらの系図は近世に関する限り、郷内の他の史料と照合して信頼度極めて高きことを確認した。

物部連守屋家系図

(8) 舍人日記安政五年九月二日の条。

口上覚

私事嘉永三年戊二月郷士年寄寺社掛前田村移者掛牛馬皮取締掛被仰付難有奉存相勤居申候処持病差発勤方難叶御座候に付役儀御断申上候処今一往致養生相勤候様被仰付重々難有奉存相勤居申候得共早々全快仕不申勤方難叶御座候に付恐多奉存候得共何卒奉願通御免許被仰付被下候様被仰上可被下候 以上

午 九 月 二 日

守 屋 舍 人 印

山之内勘右衛門殿 (他郷士年寄三人略)

郷 士 年 寄

守 屋 舍 人

(朱筆)

右者病氣ニ相□当務難叶申出候ニ付御地頭被聞召達願通ニ被成御免候間如例可被申渡候左候而跡代役吟味之上名前取調早々可被申出候此旨申越候様御地頭御差図ニ而、 以上

午 九 月 廿 一 日

取 次

平 山 作 右 衛 門

高山 郷 士 年 寄 中

(10) 同右十月廿一日の条

古郷士年寄 諸相談役 守 屋 舍 人

右之通被仰付候間外古郷士年寄申談何届致取扱候様可被申渡候此旨申渡候様御地頭御差図ニ而、 以上

午 十 月 十 八 日

(11) 舎人日記、慶応三年十二月廿七日の条、口上覚。

(12) 舎人日記、嘉永六年各所に見ゆ。

(13) 宇都宮家は代々醍醐の中性院より權大僧都職に補任せられ、院号を許されている(宇都宮家系図及各代の許状)。大隈地方では郷士年寄の家が屢々同時に郷内の宗教的權威を有する家であつたことは注目すべきことである。大崎郷山下家については原口、前掲稿二一頁。大崎の救仁郷家は最大の例でありその他屢々聞いた。(守屋家の場合は幕末に郷士年寄に進んだので他の場合と區別すべきであろうが)

(14) 救仁郷家については大崎町史一一一―一四二頁。二〇九―二一七頁。原口氏の御教示によれば本家は五百石、中の坊百石、外に十石の次男家十二家。本家は新納・山田・町田等島津一族のみと縁与せりと。

(15) 幕末数代の姻戚關係を示せば第5表の如し。(八二頁参照)

次に守屋家の支配地について窺うこととするが、抑々薩藩郷士の知行制は他藩に比して極めて特異な形態をとり、従来各種の研究あるに拘らず未だ不明の点が少くないが租納の形態よりする土地の種目については最近原口虎雄氏が分類せられた門高・浮免・抱地・永作・溝下見掛・大山野が妥当であると思われる。¹⁶⁾此等の地目夫々についての詳細は同氏の論稿に譲ることとし小論に必要な限りに於て簡単に触れると門高(給地門)は薩藩特有の門割制下の農民作職地であり、知行主は農民よりの貢租・夫役收取權をもつのであるが(高一石(粃)に付三斗九升八合(米)の定納、内藩庫納のものを除き約三斗)、浮免以下は郷士給養の所謂郷士自作高〔自作名義〕であつて、勿論上層郷士の中にはその一部を下層郷士・農民・野町人

に小作させるものもあつたわけである。¹⁷⁾ 浮免は本田畑にして門割から除外された地であり(租米九升二合)、特に上層郷士が良田を抑えていたと云われる。このほか抱地(カキヂ)〔持留(モチドメ)は原口氏によれば「藩の許可を得て自費仕明(筆者註 開墾)した私有地で租米は九升二合、郷士の高上り資格によつてその所有面積に制限ある土地であり且士族身分に限り許さるる」¹⁹⁾ものであるが、其他の永作・溝下見掛も夫々制限(永作は百姓にも許さる)・租率等異なるにせよ、いづれも山林・原野〔「大山野」の開墾地であり又植林されもしているのであつた。山林と原野のひろがる大隅地方に於て抱地以下のものが極めて広大であつたことは容易に想像され、特に上層郷士は公私の権力に依つて広大な土地・林野を囲い込んだのであり「耕地といつても三分の一位は林野である」²⁰⁾というのが実状であつたらう。

しかも薩藩に於ては他藩と異り知行地の売買が許されたことは特筆に値し、それに依つて高直(高上り・高下り)がなされたのである。たゞ注意すべきは普通「持高」と云われたものは、家格によつて一定の限度(高上りの最高限)があるものであつて、前述の本田畑たる門高及浮免を主体としてそのほかに抱地・永作等は極めて微少なものがその中に入れられてにすぎない。持高以外に上層郷士には抱地・永作・大山野等を大量にもつこと屢々であり、又いづれの地目にも他人名義の土地もあつたから、持高のみを以て支配地の全貌を把えることは出来ないわけがある。²¹⁾

註 16) 原口、前掲稿二一八—二三〇頁

17) 日高通博家の幕末の「大浮免抱地余地坪付帳」には大浮免・抱地共に作人が録されているもの多く、安政二年の「大浮免坪付写」には自作のほかには作人誰某と録されており、幕末各年の「取納帳」には各門よりの取納とは別に「抱地并浮免取納」という項がある。尙、同取納帳及安永八年差出(持高)には門浮免(或は門付浮免)があり、これは庄屋浮免と共に各門の取納の方に入

(18) 浮免は本田畑に限られず抱地・永作の場合もある。日高家の天明七年借状には「仕明抱地浮免」とあり、明治二年当已秋取納帳には「永作浮免」あり、其他散見。後考を俟つ。

原口、前掲稿二二三頁。

同右、二二六頁、守屋家でも抱地が多く杉山であることは後述。

(21)(20)(19)

例えば高山・日高家の場合、宝暦十三年に持、高三百拾八名余あり（高山衆中小普請銀不相掛人数帳）、幕末まで殆んど変動していない。殆んど最高限に来ていた故であろう。第6表参照。このほかに抱地・永作・大

第6表 日高家の持高

	安永8年	文久2年
門地	石 295.96	石 295.96
		内 { 庄屋浮免 0.97 門付浮免 13.62
抱地	0.67	0.86
浮免	自作浮免 19.32	大浮免 19.32
余地	2.04	2.04
計	318.00	318.20

(備考) 各年の差出による。合以下省略

山野があつたことは他の史料に依つて推測される。尙浮免が持高に全部算入されていることは、庄屋浮免・門付浮免は勿論であるが、大浮免も安政二年「大浮免坪付写(計十九・三二石)」と照合して確め得る。伊東家では享和元年持、高六拾三石余、そのうち抱地式拾七石余でその比率が高いが、それは抱地について『増高之儀へ外高ニ而候処外高之分別不致、高直之願申上寛政十年六月高直御免被仰付首尾違ニ相成云々』と書かれて突は『外高』たるべきものであることを知る。その後土地の集積あるに拘らず幕末まで殆んど持高は変動しない(寛政八年起、高屋敷其外地方出入書付留)。その他上層郷士の公文書に見ゆる抱地の量は至つて少い。もつとも鹿屋郷野田家は持高の殆んどが抱地を以て構成されているが、これは分家であつたが故であらう。尙、原口、前掲稿、二一八、二四二頁参照。

能う限り追求してみることにする。はじめに持高の推移を考察するに大体第7表の如くになつてゐる。これを見ると大体近世中期以降持高が上昇しており、殊に郷士年寄になつた舎人良国の代あたりからが著しいことを注意すべきであらう。

守屋家の場合その支配地の全容につき明確にすることが出来ないが、以下

第7表

	生年～歿年	系図による持高	系図以外の史料による持高
重頼 和 泉 守	? ～慶長8	? 石 升 12.00	註22)
重時 和 泉 守	天正12～万治2	慶長7 13.28	寛永10 石 升 12.00 (神領) 註23) 寛永17 13.28 (内12石神領) 註24)
重治 民部左衛門 諸左衛門	慶長19～承応2	慶安2 13.28	
重貞 兵内 助蔵	寛永16～元祿14	承応2 13.28	寛文6 13.28 註25)
重寛 摂津 守	寛文9～延享4	元祿14 40.56	
立国 和 泉	宝永1～明和3	延享5 40.40	
良国 舍 人	延享3～文化2	宝暦9 46.79	宝暦13 42.15 註26) 天明8 46.18 註27)
良易 弾 正	安永5～天保13	文化3 70.30	天保3 分家創設 15.06分与 註28)
重堯 舍 人	寛政10～明治4	天保14 86.43	

〔備考〕持高は合以下省略。年代は社司（神主）成の年代で各代ともその直後に持高が記載されているので社司成当時の持高を示すものと思われる。守屋泰治家所蔵の山栄舎守屋家譜による。他の史料の出典は夫々註を参照のこと。

幕末薩藩郷士の農業経営と下人 (一)

第十九卷 第三号 八五

(26) (25)(24)(23)

寛永十年癸酉高山衆中帳写(二階堂家文書)
寛永十七年高山衆中軍役帳写(同右)
寛文六年高山衆中与分軍役帳二番(写本)
(同右)
宝暦十三年高山衆中小普請銀不相掛人数帳

註 (22)

これらは主に高の買入によつたと思われるのである。²⁹⁾

『京御竿之節神領高百八石ニ相究正祝格護仕居：：神領高毀破ニ付御取揚被仰付：：右高百八石之内三拾六石正祝大宮司檢校三人ニ而社役相勤持高御座候故右三拾六石右三人之持高ニ繰替被仰付候。右高之儀者御支配地ニ相替本御神領高之表、盛古竿之儘ニ而被成下候ニ付右余、斗を以往之御神事相勤候様被仰付今以老人前拾式石ツ、持高之内とメ三人ニ而格護仕：：〔高山町役場蔵、巳七月無題の文書。文政七年名勝志方再撰御札ニ付所申出之留(二階堂文書)にも同趣意あり〕。云うごとく古竿(京竿)のまゝであるならば、薩藩の高の約二倍と見て良いであらう。

第 8 表

幕末薩藩郷士の農業経営と下人 (一)

第十九卷 第三号 八六

持高	人数
石 1	43
1 ~ 5	48
5 ~ 10	17
10 ~ 20	14
20 ~ 30	7
30 ~ 40	11
40 ~ 50	7
50 ~ 60	1
60 ~ 80	0
80 ~ 90	1
90 ~ 100	1
118.9	1
156.9	1
318.0	1
計	153

(日高通博家文書)。同書には『高尨斗以上所持仕高之役御奉公相勤申候』者が書上げられ『持高尨斗之内居屋敷一ヶ所人躰ハ相除』れているが、持高尨斗以上の高山郷士を第8表の如く示せば守屋家の位置が推察出来よう。大体上層郷士の下層と云うべきか。
尙宝曆六年の薩州分限帳では高山郷士二百二十六人であるから(小野武夫、郷士制度の研究八二頁)約七〇人が持高一斗以下及一ヶ所無屋敷と見てよい。

(29) (28)(27) 天明八年高山郷士高究帳(高山町役場蔵、破損甚し) 天保三年八月無題青表紙本(彈正の子十次郎良兼分家の際の記録)。高拾五石余のほか、質取地拾石(浮免)、居屋敷尨ヶ所、銭四百貫(高求料)を分与した〔守屋泰治家文書〕

断片的にしか窺えないが宝曆十一年には伊東家より本物返高尨石を得た(但、文化二年に請返さる)〔寛政八年起、高屋敷其外地方出入書付留、伊東家文書〕。宝曆十三年の守屋家の持高には『内高尨石七斗四升式合七夕尨才限元新八方分申六月永代』とあり(高山衆中小普請銀不相掛人数帳)。寛政八年には日高清右衛門・同六右衛門と共に、鹿兒島土種子島家の知行野崎村前原門(三拾五石)を買入れた(種子島十郎太夫知行高名寄帳写、日高家文書)其他多し、後述。尙、宝曆十三年に守屋家と同程度の持高であつた伊東家(四拾尨石八斗余)の持高上昇の過程は極めて参考になる。同家は享和元年の高揃では六拾三石六斗余に上昇しているが、それは門高、余地高・抱地の買入及び後田村に抱地を開き直竿を受けている。殊に抱地の一部を農民に『給分』として与えているが、この農民は恐らく実際に開墾に努めたものであろう。一般に抱地開墾は名義を上層郷士とし、農民・下層郷士に依つて為されたことが多い。文化二年には後田村の抱地について『嘉左衛門様代御竿申請之節作人打開苦勞分として永々半地上納ニ御約束有之其通取納致来候』と録されている(以上、寛政八年起、高屋敷其外地方出入書付留)。天保十一年には同家所有の抱地・永作を集計すれば約八町八反余に及ぶ(天保十一年抱地并永作坪付)。

さて当面の舎人重堯の支配地の内容については明確に窺い得ぬ憾があるが、少くとも嘉永五年十一月には新留村内村

門のうち高五石三斗式升五合、同村馬場門式拾壹石のみは明らかに同家の給地門であり、³⁰⁾又安政四年には次の如く見えて
 いる。

『 覚³¹⁾ 』

一、内村門一紙目録 壹 通

一、永山門馬場門名寄目録 壹 冊

一、東門名寄目録 壹 冊

一、馬場門名寄目録 壹 冊

外ニ抱地目録 宇都宮連正院方々出管

一、屋敷目録 壹 通

右之通高支配方に差出候 』

更に慶応三年十一月には、

『 証文³²⁾ 』

粃大豆 六拾壹表三斗四升六合

高式拾式石六斗

但過不足無御座候

新 留 村 門

福 留 門

右者此節新留村御檢地門割ニ付証文差出候様被仰渡趣承知仕取調申候処私持高右之通御座候仍而如此御座候 以上

卯十一月

守屋舎人

御 嘍 衆 中

とあり、同文の証文にて新留村内村門に高五石三斗式升五合、永山門に高式石三斗八升七合五勺、東門に高壱石、馬場門に高式拾壱石を夫々持つていたこと明らかである。³³⁾ 以上からでも門高として少くとも五拾式石三斗壱升余を持ちしことは確實であり、殊にこれらの門のうち福留門と馬場門を主なるもの（恐らく両門は持切門で他は持合門か）としていたことは各所に窺え、慶応四年正月の「乙名祝に」にも、『今晚乙名祝と^{(レ)シ}福留門馬場門参事³⁴⁾』とあるのでも推察できよう。ともかく前掲の諸門からは貢租及夫役を收取することが出来たわけで、³⁵⁾ 毎年十一月には各門の名頭（『乙名』）が守屋家に來たり、書付を受け、十一月末乃至十二月初に同家に直接貢租を納入した。³⁶⁾ 一例を挙げれば慶応三年には、

『 卯十一月廿五日 晴天

一、終日乙名共替々参候（下略）

卯十二月朔日 晴天

一、福留門小太郎外七人取納、ニ参居候（下略）

『³⁷⁾

と見えている。しかも舎人出府の際に門の農民を召列れることも屢々であり、又その日数は少いが手作地の労働や家内労働にも出てきているのを見出す（但、これが夫役であるか、或は劣悪にせよ賃銀乃至^{ヒツ}隙扶持によるものか不明。後節参照）。

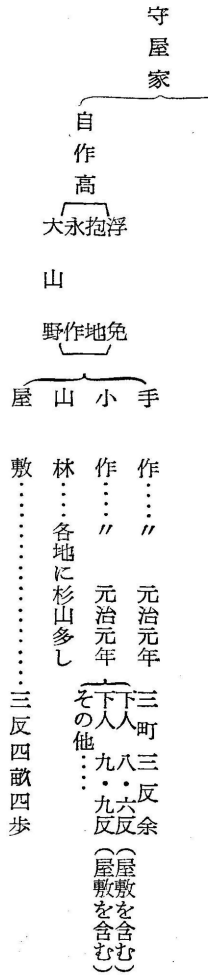
幕末薩藩は軍制改革に伴い給地高改正を屢々令したが、³⁸⁾ 明治二年軍役高五拾石に制限せられるや³⁹⁾ 守屋家はさきに入入の

馬場門のうちから『過上高拾貳石九斗卷升五合七勺五才』と見えこれを売渡しているから、幕末・明治初には軍役高六拾貳石九斗余と推定せられるのである。こゝに云う軍役高は恐らく前述の持高であろうから、このほかに抱地・永作・大山野の多くは「外高」として存在したと考えられ、従つて此の六拾貳石九斗余には算入されていないと見てよいのではあるまいか。いづれにせよ守屋家の場合抱地・永作が、その規模は不明であるが史料に散見する。即ち安政四年には後田村道中に抱地をもち、十二月には、『下人小市召列道中抱地は差越屋地割いたし』、その後道中に下人の家作をなしているが、元治元年には、下人小市を道中の畠九反九畝（内屋敷卷反五畝）、下人助右衛門を道中及小森の畠八反六畝（内屋敷卷反五畝）に夫々『作人』として居住せしめており恐らくこれらの畠は右の抱地であり此の下人は従属的小作人たる「下人」であつたのである。そのほか舎人日記には花牟礼（新留村）之後・野崎村横頭・中原（後田村）・中牧・新留村崎山の各所が同家の抱地として見え、多くは杉山であり、又権現ヶ迫にも永作地をもつたと推察され、勿論このほかにも各所に抱地・永作等を持つていたであろう。而してこれら抱地・永作の一部は手作もされたに違いない。されば次節に詳述する所の同家の手作地三町三反余（元治元年）は浮免を主とするほかこうした抱地・永作もかなり含まれていたと考えられる。（事実、手作畑のうちには上掲、中牧、権現ヶ迫等の地名が見える。同一の地でないにしても抱地・永作の開発が行われた地域であると推定される。）

〔以上の地名は七四・九六頁附図参照のこと〕

以上窺つた土地関係を簡単に表示すれば次の如くなるであろう。勿論現存の史料を以てしては全貌は尙不明であるから、或程度の推定を加えざるを得ないがともかくこれらが守屋家の社役・軍役勤仕の基礎をなしたのであつた。

門 高〔門地(名頭一名子)〕一貢租徴収權……例えば慶応二年 高五十二石余(新留村)



註

- (36) (35) (34)(33)(32)(31)(30)

舎人日記、嘉永五年十一月廿八日の条

同右、安政四年九月廿九日の条

同右、慶応三年十二月十四日の条

同右、同年十二月十五日、廿七日の条

同右、慶応四年正月四日の条、門の名頭を乙名又は翁と云い毎年正月四日に乙名はじめ門の農民・抱地の下人が主家に祝に来てその日は無礼講であつた。これを乙名祝と云つた。舎人日記でも毎年正月四日乙名祝の記事有り。特に乙名のみには鏡餅を据える慣行と云い、伊東家の「年中行事諸節句見合」にも鏡餅の項に『乙名、四枚、大』などと見ゆ。地租改正後は四日祝の名を以て呼ばれ地主の許に小作人が祝に来たと云う。

門之年中納物定については列朝制度卷之五、田賦雜徴(近世地方經濟史料第一卷所収)四二七―四二九頁。租税問答(同上第二卷)五〇二、三頁参照。

鹿兒島県史第二卷三〇五頁、文政四年租税雜記(田鹿兒島藩地方經濟史料集成第一卷所収)三四頁には納物・夫仕は凡て庄屋を通ずるとされるが、實際は直接行われた。原口、前掲稿二二二頁の註(34)参照。尙列朝制度卷之五には『給地百姓拾貳里内者取納米領主方に直届拾貳里以上遠郷者最寄出物蔵に上納受取書を以致皆濟候云々』とあり。

舎人日記（慶応三年）

鹿兒島県史第二卷九一—九三頁、第三卷五四七頁。特に原口、前掲稿二四三—二四五頁

『諸郷軍役高之儀百石限被定置候得共追々常備兵被召建候所無高少高之者共不少候付此節尙又吟味之趣有之全体諸郷之義も有之候間以来諸郷一同軍役高五拾石へ被究候過上高有之面々者老石式百貫文之直成を以其郷におひて相對売払候様無混雜可取計旨地頭へ申渡會計局其外可承向にも可申渡候、但当初取納濟候上本文通可取計候』

知 政 所

（明治二）十月

〔御軍役高定被仰渡候御廻文写、鹿屋郷野田家文書〕

(40) 舎人日記、明治二年十月十七、廿三、廿四日。同三年四月三日の条。もつとも慶応三年明治二年の高制限がどの程度の効果をも

つたか疑問である。伊東家の場合、買主が『代料調達難叶』、ために「所務米之儀乙名方（伊東家）に成直取納」・『自作高之儀者：

門高同様現米ニ而入付可申候』（明治三年三月証文、同趣旨証文数通あり）と約し、これを以て代料を差引くこととしてゐる。

日高家の場合は買主が日高家より代鈴借用の形をとり（利八分）『質物として此節御方より附属仕候名寄目録老通売渡証文相添

相渡』、『当卯年より先七ヶ年限り本代銀利足年々十二月十五日限り御首尾合可申上候』とあり（慶応三年六月証文、二通）、年々

売渡した門から日高家は所務米を取納している。（明治二年の制限に対しても同様の処置をとつた。明治二年附属高御糺方ニ付御

届帳、慶応二年より明治六年に至る附属高所務米取納帳・算用帳等の諸史料による）。買主が中下層郷士である以上当然のことで

あり、少くとも当分は単なる名儀の変更にすぎない。

(41) 少くとも高山郷日高家・伊東家の史料を以てする限り、軍役高の百石・五十石の制限は従来の持高について行われていること確

実である（日高家文書、慶応三年高附属人数御届帳、持高並附属高取調帳。伊東家文書明治三年高附属人数取調帳）

舎人日記、安政四年十二月十五日、十八日以降。下人数人が泊り込みで下人助右衛門・小市の居家を建てゝいる。

文久四年耕作日記

『仁平太助右衛門長四郎崎山に杉木場（下人）と遺候ニ付四ツ時（下人）差越八ツ半（下人）花牟礼之後抱地見（下人）と行』（舎人日記、安政五年

正月十二日）

『野崎村横頭抱地高九升四合四勺式代分式拾四^(匁)式百四文ニ此方に永代相受取』(同右同年正月十三日)

『助右衛門長四郎召列中原抱地下草払ニ行』(同右正月廿六日)

『仁平太助右衛門長四郎三太郎中牧に行抱地杉下草払相濟候』(二月朔日)

又慶応四年七月二日口上覚によれば抱地崎山之杉八拾本を売っているほか崎山に杉差等の山仕事は屢々見る所である。

(45) 『守屋掃部参同道ニ而權現ヶ迫に永作割方ニ行候処上田伝左衛門不参候ニ付致割方置候云々』(同右、明治二年二月晦日)但し權

現ヶ迫は現在不明。

(46) 伊東家の天保十一年子秋改「抱地並永作坪付」には同家所有の抱地・永作の絵図が載せられているが隣りするものに「守屋彈正

ニ抱地有リ」と云うのが二ヶ所、いづれも後田村西原(現在地名消滅。高山川を境に西の方一帯の原野・島、上原・盛光寺・大

脇迫一帯の原とも云う)。尙安政年代には『本城領分取納ニ参候事』(舎人日記、安政三年十二月十四日)『本城に取納ニ多人数参

候事』(安政五年十二月十日)など見えるが、後田村本城は他家の抱地も多かつた地域で、恐らく抱地よりの取納と推定する。

舎人日記によれば、彼は社司として、武士として、特に郷士年寄(噓)としてその日々は相当に多忙である。即ち格護せる二十数社の社司として年間多くの祭事があり、「社人中」が舎人の屋敷に集り直会の後社参・祈禱・神楽を勤め、或は郷内諸社へ社人を召列れて出向き、事に応じて『雨乞』とか『異国船調伏之事』や藩主の上洛に『御両殿様御武運長久並御供人数息災延命異国船調伏之御祈禱』などをなすことも多く、又各郷士の『氏祭』(内神祭・内之祭)・『地神祭』に招かれて勤めること屢々であつた。しかも武士として『鉄炮稽古』に励み『調練稽古と御地頭仮屋致出勤』すことも度々であつた。しかも郷士年寄として仮屋へ出勤し郷士の調練に当り命に應じて『戦兵』を出征させ(彼の甥の子は戦死)、又郷内の諸政務に携り(郷士年寄数人の間で当番あり、数日毎に上番)、郷内各所へ差越し、土地の『見分』・農事の進行・貢租の納入を促し、舎人在宅の場合も郷士の諸役・名主・触等がたづね来り(或は舎人が彼等を『招呼』)彼等に種々の指令を与えて

いるのであつた。しかも年内数度は鹿兒島へ出府し、或は藩主の巡見・藩庁諸役人の廻勤・通行に際して『御機嫌伺』案内に勤めていたのであつた。⁴⁷⁾

以上縷説した如く守屋家は幕末薩藩における上層郷士の一つであるが、家には数人の下人〔所謂デカン・メロ〕を置き、又後田村の原野には自らの経営をもつ下人を附屬せしめ彼等は事に応じて守屋家に入入してあり、或は困窮せる農民に「際扶持」を前貸して月数日づつの雇傭をなしたのであつて、これらによつて手作が可能であつたのである。舍人自らも繁忙の中にあつて手作地・山林等を見廻り下人に諸種の労働を指令し、また時に自らも下人と共に労働に従事したのであつた。以下特に同家の手作経営の内容を解明することに努める。

註 (47) 家老・郡奉行・御軍賦役・宗門改役・山奉行・寺社奉行・御船奉行・唐物御取締見聞役・諸検者等々極めて多い。嘉永六年には

藩主斎彬自ら巡見し、安政四年には都城島津出雲、慶応三年には東目総督島津兵庫が巡見した。

(48) 我々が大隅地方で古老に聞く処と守屋家の耕作日記とは相違することが屢々ある(例えば、肥料・除草・反当収量等)。恐らく上層郷士としての諸優位性が一般郷士・農民より僅かではあるが一步進んだ段階に進めさせていたと推察する。

三、農業経営——特に手作経営

以下文久四年耕作日記(文久四年二月元治と改元、以下元治元年として記述する)によつて、守屋家の農業経営特にその手作経営の態様を窺ふこととする。史料の制約上催か一ケ年についてのみしか窺えないのは遺憾であるが、守屋分家(山栄舎)に関して天保より文久に至る間の諸史料が残存するので、後日分家の農業経営を解明することに依り小稿の肉づけが出

来ると思う。

(1) 手作地と小作地

元治元年度における手作地は田約一町三反余、畑約一町九反余で大体三町三反の経営規模であり、これを表示すると第9・10表の如くである。附図を参照すれば、これらの耕地は極めて各地に分散していることが分る。併し大まかに云つて両河川の合流点近くの低湿地に実植田が、又前述の両用水によつて台地上辺に植田が開かれ、畑は山麓各地に存在し遠隔のものも少くなかつた。

第9表 手作田の構成

所在地		面積
千 ^シ 町 ^{マツ} 田 ^ダ		30. 畝 ^歩
石原田	現在地不明	10.
森之下		4.
田中島三角	島 竿	1.
東馬場		6.
佐牟田下	13 畝之内	1.
カワ ^カ 河 ^ジ 路		5.
石ヶ崎之下	畦町 9 ッ	11.
佐牟田中		10.
佐牟田頭		10.
押領寺	畦町 10 現在地不明	10.
寺田	三ヶ所, 畦町11	10.
牧原之下前田		8.
チヨウ ^チ 長 ^ケ 原 ^{ヘイ}	畦町 3	4.
前田村片平	11畝 ²³ 歩之内 畦町 8	8.
前田村牛田	7畝之内, 現在 地不明畦町 4	2.15
前田村伏木田	7畝 ³ 歩之内 畦町 3	1.15
と ^(ツ) ふ ^メ め ^キ き	前田村余り高 六浮免	4.
計		135.25

第10表 手作畑の構成

所在地	面積	所在地	面積
ク供ヲ尾城	畝歩 1.15	森之下	畝歩 1. (田竿)
ヲ養セ瀨	6.	城之裏	2.10
城之裏	9.	權現ヶ迫	6. [現在地不明]
同上	15.	八幡馬場	5.20
西田之上(東)	12.	同上屋敷	3.15 (7畝之内)
		外屋敷余地	7. (11畝之内)
權現ヶ迫	3.	前田村中牧	4.
同上	4.	同村中道	3.
城之裏道添	5. (2枚)	同村之上	1.15
同上	10.	瀨戸之掛	8.
丸田牧	11.		
西田之上(西)	12.	城之裏山添	5.15 ... 2枚 { 1畝半 / 4畝
		同上	桑畑 4.20
權現ヶ迫	2.12	外屋敷	4. (11畝之内)
三反島(古川之上)	4.	役茶屋縁	6.
城之裏	12.		
同上	6.	總計	194.27
中牧	4.		
山下之上	16. (2枚)		

〔備考〕 A, B, C群は作付交替に關聯する。

「同年度の小作地については、耕作日記に見ゆる限りでは第11表の如く表示され、これを見れば小作關係は余り大きな比重をもたない。併し耕作日記は殆んど手作についてのみ記載している史料であるため、これが同家の小作地をすべて包含しているか否か不明である。けれども薩藩に於ては収奪率の苛酷さから原口虎雄氏は「租率少なき士族層と西目狭郷地帯の百姓を除いて概ね土地に魅力を感じなかつた」、「一般百姓(名頭・名子)による小作關係は大きく評価す

第 11 表

所在地	面積	作人
下之迫	畝 4. 歩	大迫藤兵衛(郷士?)
八幡馬場屋敷	畝 3. 15 (7畝之内)	下人 けさ次郎
砂道 <small>チユウ中</small>	畝 99. (内、屋敷15.)	下人 小市
道中小森	畝 86. (内、屋敷15.)	下人 助右衛門
役屋敷茶縁園	畝 3.	中宿 四郎次
城之裏	畝 2.	二男家に永代無取納 =而麻島=吳置候
計	畝 197. 15	

(2) 原口、前掲稿、二三一頁。岩片磯雄述、鹿児島県農業の歴史的特質(農業発達史調査資料第六一号)

り註記するにとどめる。但し文政九年耕作見合考記(帳末欠)は表紙に「守屋氏平姓良兼」の名が書かれているが、彼は天保三年分家したこと、文中に手作田計一町三反八畝なること(分家では天保年代四乃至六反程度)、千町田・東馬場等が耕作日記と同面積で録されていること等から本史料は本家の手作に関する記録に非ずやと思われる。後日の研究に委ねる。

(2) 手作における稲作の態様

幕末薩藩郷士の農業経営と下人 (一)

ることは出来ない」と云われ岩片磯雄氏も地主・小作関係の展開が他地方に比べて頗る遅れていることを指摘されており、しかも安政年代の日記によれば下人(年雇の下人でなく隸属的小作人、「永代下人」とも書かれている)は小市と助右衛門の二人であることは確定であるから、大体こゝに表示した程度のものであつたらう。後述する様に山仕事(特に杉木場作・杉差)は農閑期における下人(年雇・デカン)の重要な仕事になつていゝのを見ると、抱地・永作等も耕地として開墾し小作せられたよりも、むしろ多くは山林として経営されたのではあるまいか。

註 (1) 小稿の脱稿近く見出したもので、幕末各年代の耕作方並所帯方日記、雇入者屋合並諸出銭留、当座銀銭出入要用記等々。此等は研究も不充分で、又小稿に取扱う守屋本家直接の記録ではないので別稿に譲り、最小限必要な限

高山は明治年代排水事業が成功するまでは湿田(牟田)が多く、実植¹⁾直播が盛んに行われたことは現在でもすべての老人の記憶に残っている。³⁾前掲の如く元治元年における守屋家の手作田は一町三反五畝廿五歩であるが此の内五反式畝は植田、式反は真糶実植、六反三畝廿五歩が赤糶実植であつた。⁴⁾手作田の三八%が植田、残りの六二%は実植田(実蒔田、ツクイダ)にあたるわけである。植田の方でも千町田のうち一反八畝、森之下四畝(いづれも小麦裏作)を除いてはすべて一毛作田である。尙畠稻(陸稻)は作られていない。⁵⁾

註 (3) 排水事業の進展と共に(特に県知事加納久宣の時代)熊本県菊池郡から精農を県費の補助を以て招きこれを農教師と云つた。この後熊本県の米作法が漸次普及したと云う。尙隣接する西串良の排水事業について西串良郷土誌一九八頁参照。

(4) 前註文政九年耕作見合考記では、手作田一町三反八畦廿三歩の内苗植(植田)四反三畦九歩、実植九反五畦十四歩である。薩藩内では広く実植が行われた(芳、前掲稿。鹿屋郷土誌一一六頁、西串良郷土誌七六一七、一九八一九頁、樋脇村史後編二二三、七頁)。舎人日記にも毎年各村へ『田地実植催促』に行つた記事見ゆ。明治年代まで鹿児島各地に行われた。

(5) 鹿児島県は現今でも陸稻作付面積全国第三位であり(第廿六次農林省統計表)、幕末守屋分家の諸記録及明治廿年代日高曾之助家の「耕種一切」等には多く見るのであるが耕作日記には全く見えない。但し前註耕作見合考記には文政九年畠五反に作付している。

先づ植田(移植田)について考察すると前掲第9表のうち千町田以下佐牟田下までがそれにあたる。本年度の予定をはじめに記したところの「元治元年甲子耕作案考記」の条には左の如く見えている。

『一、中手稲苗植之事

但四月三日六日 苗蒔入

立夏前後日柄見合

清明を穀雨之間大根草はめ置候

蒔入を三四日前種子しめし

六月二日か四日まで手直し

入 梅 五月三日 芒種を二日目

さんけ 五月廿九日

』

次に一例として千町田三反についての記録を掲出してみよう。

『千町田 三反

六月五日 六日はめ候六人

一、雑葉式拾六駄四抱

内 式駄苗床三畦

子二月廿九日はめ候 仁助 番

一、大根草九駄

右苗三畦床

一、万石老斗四升 上畦町

一、〃 老斗三升 中畦町

一、〃 老斗式升 下畦町

合穀種子 三斗九升

三月十四日 しめし

同月十六日 朝足駄踏 仁助

同日 昼 蒔 入 同人

同月廿五日 朝水落候 次郎

六月七日 式人

一、万石苗 千八百五拾把

内 千五百抱 植付

三百五拾把 残

幕末薩藩郷士の農業経営と下人 (一)

第十九卷 第三号

九九

六月八日 八十二日目

同月廿七日 水浅包 次郎

一、植方 拾式人

一、鮪骨粉三斗もみ付式人右人数之内

一、沓番本かき済 七月三日朝 たけ ぬて さい 乙 善太郎

一、式番本掻一反五畦 七月廿三日朝 ぬて さい まげ お花

沓反式畦 廿六日朝 仁助 次郎 善助

九月十一日と廿六日迄 人数三拾沓人

一、仕落万石 式拾九表沓斗七升

干ニメ 式拾五表沓斗六升

一、藁三拾四駄

干ニメ 拾四駄三把ニ成

その他の田についても同様の記載があるわけで以下表を掲示しつゝ考察を進めよう。

先づ苗代は第12表の如くであつて本田一反につき約一畝の割合で極めて広く、千町田・石原田・田中島三ヶ所に作つており二月末・三月初に一畝につき三駄⁶⁾の割合で大根草^{ヂコン}をはめ苗代の準備をなし、蒔入の前日には足駄⁷⁾(田下駄)踏をしていゝる。三月中旬千町田に万石、石原田に畦餅、田中島に四徳の種粃を蒔入れ、⁸⁾大体本田一反につき種粃一斗二升乃至一斗五升という多量の播種量である。⁹⁾併し下種より蒔入までが三・四日間の短時日であることは注意すべきであらう。¹⁰⁾すべてこれらは下人の労働によつてゐる。

第 12 表 苗 代 (表中の人数は原史料の人数を掲示。必ずしも 1 日の労働量を示すものでない。以下の表も同じ)

所在地	面積	大根草はめ	浸 種	播 種 量		足 駄 踏	播 種	水 落	水 包	苗 取	備 考				
				苗代坪当	本田反当										
千町田	畝 3	9 駄 2月29日 2人 3 駄	いづれも 3月14日 万石 3斗9升	合 4.33	斗升 1.3	3月16日 朝 1人	3月16日 昼 1人	3月25日 朝 1人	3月27日 1人	6月7日, 2人 1,850把	千町田 3反 = 植付 (1,500把) 350把残				
石原田	1		畦 餅 1斗5升	5.	1.5							3月17日 昼 1人	3月28日 同 上 夜 1人	5月12日朝, 3人 6月9日朝, 3人 539把	石原田 1反 = 植付 (500把) 60把残
田中島	1		3月1日朝 1人 3 駄 四 徳 1斗5升	5.	1.25										

- 註 (6) 一駄は六把、一把はイデナワ (結び繩) 又はカヤの葉でくる程度が慣行であつたと云う。
- (7) 筆者の見得たものでは、板を組み合わせたもので縦二尺五寸、横一尺八分。これは主に「草はめ」に用いられ、他に竹製直徑一尺五寸程の円形のものもあり、後者は主に刈入の際に用いられた由。尙、民俗学研究所編、民俗学辞典、田下駄の項参照。
- (8) 稲の品種は草末守屋分家、日高通博家でも多様、但し、守屋家では万石は毎年千町田に植ゑられた(倉人日記)、天保年代分家

も万石を数年植えている。

(9) 天保年代守屋分家でも大凡本田一反当り一斗二・三升見当である(耕作所帯方日記)。尙、苗代が広いため坪当り四一五合になつており、肝属郡では最近も四一五合が九〇%を占めた(昭和十六年、農作業慣行調査)。

(10) 本節第四項参照、尙守屋分家では天保一文化年代下種より蒔入まで六一十日である。

本田の準備については、耕作日記にはその記載を欠くが舎人日記には或程度録されている。古老は秋耕を全くしなかつたと云うけれども日記には二、三秋耕の記事を見る。併し一般的には三月一五月に鋤方(宍番鋤方、式番鋤方)田地打起・荒くれ割・田よみ方等の文言見え(或は広く田地下地或は下地拵の文言を使つている。整地に至るまでの一切の作業を指す)、此の間年度の『草はめ』をしており、元治元年にも雑葉(雑葉大豆)¹³⁾・取草¹⁴⁾・大根草をはめているのであつて、次の各畠に於て刈られたものが夫々の田に入れられている事情が窺える。即ち

『 雑葉蒔入

八幡馬場余地子三月五日蒔入仁助

子六月三日と五日迄人数三人

一、畠 五畦式拾五歩

一、出来雑葉 拾四駄

同所屋敷七畦之内東〃〃同人

子六月五日四ツ過ヶけさ次郎 さい けさ

一、〃 三畦拾五歩

一、出来雑葉 六駄耒把

式ヶ所

一、黒大豆種子 八升五合

權現ヶ迫(同右)〃〃六日朝蒔入同人 子五月廿七日 蒔助 ろ兎

一、〃 六畦 一、出来雑葉 六駄四把

一、黒大豆種子 五升式合五勺

役屋敷茶縁園(同右)〃〃昼蒔入同人 子六月二日三日三人

一、〃 六畦 一、出来雑葉 拾四駄三把

一、黒大豆種子五升式合五勺

子六月六日朝半 けさ きく さい

〃 島 式反耆畦五歩 一、取草 式駄式把

〃 黒大豆種子 耆斗九升

〃 雑葉取草 四拾三駄四把

内 式拾六駄四把 千町田

七駄式把 石原田

七駄 森之下

式駄 佐牟田

式把 田中島

これらの『草はめ』は多大の労働を要し、下人が重要な意味をもつ。

田植は播種後約八十日後の六月八―十日にしており、下人のほか家族・加勢人が参加している。田植の際に鮪骨粉を反

第 13 表 稲田 (草はめより本播まで)

田	面積	草 は め	田 植	追 肥	1 番 本 播	2 番 本 播
千 町 田	畝 30.	6月5, 6日, 6人 雑葉 26駄4把	6月8日, 植方12人 万石 1,500把	鮪骨粉 3 斗	7月3日朝済 5人	1反5畝・7月23日朝, 4人 1反2畝・7月26日朝, 3人
石 原 田	10.	5月晦日, 1人 6月1日朝, 1人 雑草 64駄	6月8日 苗床下地 ^ノ 植方迄 4人, 畦餅 500把	同 上 1 斗	7月3日	—
森 之 下	4.	6月2日, 2人 雑葉4駄4把 取草2駄2把	6月9日昼, 5人 四徳 170把	同 上 4 升	6月27日半昼 2人	7月24日半昼, 6人 (メ夫2人トアリ)
田 中 島	1.	6月9日, 2人 雑葉 4把	6月10日朝, 4人 四徳 40把	同 上 1 升	6月27日昼1刻 2人	—
東 馬 場	6.	—	5月12日朝5人, 13日3人 油粕粉6升馬糞交肥 ^ノ 俵差植 苗取 ^ノ 植方迄5人半, 268把	—	6月20日朝 3人	4畝……7月24日半昼, 5人 2畝……同25日朝, 1人
佐 牟 田 下	1.	6月6日, 1人 雑葉 2駄	6月10日朝, 4人 四徳 51把	同 上 1升2合	6月27日昼1刻 2人	—

当一斗程度入れているのは注意してよからう。東馬場のみは五月十二日(播種後五十五日)に油粕粉六升、馬糞^{マコノ}交肥六俵を『差植¹⁵⁾』え、四徳苗の『植方』をしているがその理由は明らかでない。残つた苗は補種その他にあてられたのであつた。¹⁶⁾

その後六月末・七月初に沓番本掻き、七月末に式番本掻きが行われる。『本掻き』は除草であるが、除草と共に稲株の根もとを掻き廻す（分蘖を促すため）故に此の名があると云う。その他については記載がなく、以下收穫の記事になつてゐるが、收穫については後に実植田と共に考察することゝして、以下実植の状況を見てみよう。

註 (11) 次節参照（舎人日記、安政五年十月七日・十一日・十七日・廿一日・廿二日）

尙「勸農方吟味之次第」（樋脇村史後篇二二五頁）に左の如く見ゆ。

『一、田沓番打之事 一、同畦塗之事』

但秋田作り、

作人中吟味には寒、中、悪敷、立、春、より、宜、敷、と、の、事』

舎人日記には畦塗の記事全くなし（古老は明治年代でも余りしなかつたと云う）。

代掻き（特に植代）のことを「よみ方」、「田をよむ」と云う。

野村伝四著、大隅肝属郡方言集（全国方言集二）一二七頁。肥料にする大豆。

普通、センダン・アオギリ・ニワトコの葉・タバコガラが用いられた。

差植は補植のことであるがこゝでは意味不明。

(16)(15)(14)(13)(12) 後述の如く石ヶ崎之下に芽差（補植）。或は文久元年分家では『苗七拾五把内五拾三把守屋舎人殿と貰』と見える（耕作方并所帯方日記）など。

実植田（ツクイダ）は前掲第9表のうち河路以下「とふめき」に至るものが夫れである。稲の品種は赤晩稻及赤粳¹⁷⁾であつて、「耕作案考記」の条には、

『一、晩稻実植之事』

但 三月晦日立夏と四月十六日小満まで

幕末薩藩郷士の農業経営と下人 (一)

一、赤粃実種并大豆島稻作入之事

但 四月十六日小満より五月二日芒種まで』

とあるが、実際の例として河路五畝(赤晚稻)と佐牟田中一反(赤粃)の記録を掲出してみよう。

『河路』

一、同 五畦 赤晚稻 七升
三月晦日しめし

三月七日昼はめ候仁助善助

一、大根草 五駄

四月五日昼作入次郎太郎善太郎

一、地交立拾表

内 風呂屋下交肥六俵半灰三俵半種子

一、四月八日 水包候 番

一、菅草取濟子五月廿四日 朝下人 三人
昼 雇 三人

一、式番草取濟 七月九日昼九人

十一月廿二日 善助仁助太郎善太郎

一、刈稻 六駄

十一月廿三日 人数式人

一、仕落赤晚稻四表

干ニメ三表三斗式升

一、薬 四駄

(人名中、ふては舎人の子常磐の妻、仁助・善太・次郎・太郎・番・けさ次郎等は文久三、慶応元年に下人として見ゆ。)

『佐牟田中』

赤粃 式斗四升

一、同 壹反 四月廿一日 しめし

四月廿四日 上ヶ候

四月廿五日朝作入仁助太郎けさ次郎はつ四人

一、地交立 式拾表

内 馬糞交肥拾三表灰七表種子

一、五月十日 水包候 仁助

一、草取濟 七月五日朝 ふてさい乙けさきくまげ太郎ノ六人

一、水落候子八月十日昼 太郎

九月晦日 ふてけさいせ善助けさ次郎仁助善太郎

一、仕落赤粃 四表九升

干ニメ 三表三斗壹升

一、薬六駄干 善助善太郎

干ニメ 三駄四把 子十月十一日 仁助善太郎

実植田全部について表示すれば第14表の如くなるが、赤晩稲は三月晦日に浸種、四月五・六日に実植し、赤粳は四月六日より四月末までの間に夫々三―五日間浸種し、一旦上げて後いづれも数日を経て実植しているから恐らく催芽を見てから実蒔したと思われる（聞取でも然り¹⁸⁾）。赤晩稲は一反に対し種粳一斗二升乃至五升で移植田と播種量について差異は認められないが、赤粳は一反に対し実¹⁹⁾に二斗四升乃至二斗六升となつてゐるのである。

実植はその当日早朝にタネマゼをしたと云われ、耕作日記には地交立²⁰⁾何俵と録される如く、交肥²¹⁾・灰²²⁾・牛馬糞・京肥（下肥？）等と種粳を混ぜ一反につき大体二十俵を標準としている。明治年代にも「一畦につきクブキ（コエクブキ）二俵」を標準としたというから、耕作日記にあらわされた俵数も恐らくコエクブキによると思われる。右の交肥は既に前以て用意されていたわけで左の如く見える。

『真粳実植田式反子三月廿三日朝善助善太郎

一、つぶき肥三拾表程京肥丹荷式ッ入

(中略)

赤粳実植四反見当交置候子四月廿六日朝 善太郎

一、牛馬糞八拾表竹灰九表京肥丹荷七ツ小便少

而してこれらをコエシヨケ（シヨケはザルのこと）に入れ、足駄を踏み或は唐竹（数本を結び筏様にする）・杉の長木を田に渡し、それに乗つて実植したのであつた。

実植後、種粳の流動を防ぐため数日を経て水を掛けており、五月末から七月初までに除草（宍番草取・式番草取、赤粳は殆²⁴⁾

第 14 表 実植田 (草はめ～草取)

所在地	草はめ	浸種	実植	水包ミ	1番草取	2番草取
河路 (5畦)	3月7日昼 2人 大根草5駄	3月晦日 赤晩稲 7升	4月5日昼、3人 地交立 10俵 (風呂屋下交肥6俵半、灰3俵半、 種子)	4月8日 1人	5月24日朝、 下人 3人 同昼、雇3人	7月9日昼 5人
石ヶ崎之下 (1反1畦)	3月9日昼 2人 大根草 4駄4把	3月晦日 赤晩稲1斗3升	4月6日朝、6人 地交立 24俵 (風呂屋下交肥18俵、灰6俵、種子)	同 上	5月28日3人 (但5畦ノミ)	6月26日昼 3人 7月2日 4人 3日昼 4人 4日朝 6人
佐牟田中 (1反)		4月21日 赤粃2斗4升 4月24日上ゲ	4月25日朝、4人 地交立 20俵 (馬糞交肥13俵、灰7俵、種子)	5月10日 1人	7月5日朝 6人	
佐牟田頭 (1反)		4月21日 赤粃2斗4升 4月24日上ゲ	4月27日朝、5人 地交立 20俵 (交肥13俵、灰7俵、種子)	同 上	7月5日朝 7人 6日朝 4人	
押領寺 (1反)		4月24日 赤粃2斗4升 4月28日上ゲ	5月2日朝、5人 地交立 18俵 (馬糞交肥12俵、灰6俵、種子)	5月16日 1人	7月7日昼 6人 8日朝 3人 半昼 4人	
寺田三ヶ所 (1反)		4月24日 赤粃2斗4升 4月28日上ゲ	5月3日朝、5人 地交立 19俵 (馬糞交肥3俵、灰6俵、種子)	同 上	7月6日昼 4人 7日朝 7人	

牧原之下前田 (8畦)	4月10日 赤粃2斗 4月14日上ゲ	4月17日朝、4人 地交立 16俵 (交肥9俵、灰6俵、種子)	4月28日 1人	7月8日昼一刻 4人 9日朝 5人 同 昼一刻 6人 (\times 8人)
長ヶ原 (4畦)	4月10日 赤粃1斗 4月14日上ゲ	4月17日昼、2人 地交立 8俵 (交肥5俵、灰3俵、種子)	同上	草取済トノミアリ
前田村片平 (8畦)	4月6日 赤粃2斗 4月8日上ゲ	4月11日朝、4人 地交立 16俵 (交肥12俵、灰4俵、種子)	4月14日 1人	2畦……6月25日昼半、4人 6〃……7月11日、3人
前田村牛田 (2畦15歩)	4月6日 赤粃6升5合 4月8日上ゲ	4月11日昼半余、4人 地交立 5俵 (交肥3俵、灰2俵、種子)	同上	7月11日昼半 1人 12日 1人
前田村伏木田 (1畦10歩)	4月6日 赤粃3升5合 4月8日上ゲ	4月11日昼一刻 地交立 3俵 (交肥2俵、灰1俵、種子)	同上	7月11日 1人
前田村とふめき (4畦)	3月晦日 赤晩稲5升	4月5日朝、3人 地交立 8俵 (交肥5俵、灰3俵、種子)	4月8日 1人	6月25日 4人

など一回のみ)をなし²³⁾、下人のほか家族(女)も加わり、雇も入れていた。尙右ヶ崎之下のみには一番草取の後六月十日に万石苗拾八把を芽種(一芽差、種糧)していることが分る。その後赤粃についてのみ集種後九七日一八日目の八月十日

に水を落したことが明らかである（移植田・実植田ともに八朔を期として落水する。実際はそれより少し遅れたと古老談）。

註 (17)

赤晚稲は収穫の総計（第15表参照）では真粳の中に算入されている（耕作案考記には晚稲とのみ見える）。分家の記録にも「赤おくて」見え、殊に赤粳は異年見ゆ。しかも安政七—文久三年では実植地（品種・石之子・赤稲）と赤粳地とに区別され、赤粳は最も条件の悪い土地に作られたらしい。日高曾之助家の嘉永六年万覚横折にも赤粳見ゆ。尙、赤米については県史第二卷三六六頁。大崎町史三五四頁参照。

このほか明治二・三十年頃の実植を述べた竹田且、種子島の稲作習俗（民間伝承十六ノ三）は参考になる。

守屋分家でも安政七—文久三年では一反当り、二斗乃至二斗三升（耕作方井所帯方日記）

分家の記録には地肥又は地糞何俵と録される。地交立もこの意味であろう。

(21)(20)(19)(18) 京肥については笠野原の田中栄熊翁から「キョウゴエもオケゴエも同じ、人糞の肥のこと」と聞いたほか、古老から聞き得ず。

併し、次掲の史料にもある如く京肥は必ず丹荷（桶）幾ツとあり或は「小便少」などあり、恐らく下肥に誤ないと推定する。

大隅地方特有のカマス。野村伝四、前掲書一二三頁参照。

つぶきとは塵芥・下水などを溜めるために屋敷内に掘った窪所。これから掘上げたものがつぶき肥である。以前は台所の流しの

下にも掘り、川岸の泥土を入れて置き使い水や灰がその中に落ちる様にしたとも云う。

「芽が針を立てた位になった頃水を掛けた」と古老談。

(25)(24) 明治年代でもトボシは除草すること少なかつたと古老談。

さて以上考察してきた植田・実植田共にその収穫について表示すれば第15表の如くなる。収穫の過程を仕落と言ひ、狭義には脱穀のことを云っているが、その労働は殆んど下人（年雇）によつて行われ、他に家族（女）・加勢が参加しているようである。実植田の刈取は足駄を踏んで行われ稲束を牟田地帯から運び出し乾燥した。併し赤粳は刈取つて直ちに脱穀したらしく耕作日記では「朝刈入屋仕落」となっている。舎人日記からも一例を挙げれば、

第 17 表

	面積		米収量	
	畝	歩	万石	斗
千町田	30.		44.55	
石原田	10.		18.7	
森之下	4.		9.5	
田中島	1.		0.65	
東馬場	6.		6.55	
佐牟田	1.		0.6	
河路	5.		6.85	赤晩稻
石ヶ崎之下	11.		11.35	
前田村とふめき	4.		2.85	
佐牟田中	10.		6.8	赤粳
佐牟田頭	10.		8.65	
押領寺	10.		6.7	
寺田三ヶ所	10.		8.0	
牧原之下	8.		7.0	
長ヶ原	4.		2.55	
前田村片平	8.		6.85	
牛田	2.15		0.8	
伏木田	1.10		1.0	
計	135.25		149.95	

第 16 表

	品種		倍率
	万石	四徳	
千町田	22.8		
石原田	24.9		
森之下	23.1	四徳	
田中島			
東馬場			
佐牟田			
河路	19.6	赤晩稻	
石ヶ崎之下	17.5		
とめふき	11.4		
佐牟田中	5.7	赤粳	
佐牟田頭	7.2		
押領寺	5.6		
寺田	6.7		
牧原之下	7.0		
長ヶ原	5.1		
前田村片平	6.8		
牛田	2.5		
伏木田	5.7		

幕末薩藩郷士の農業経営と下人 (一)

第十九卷 第三号 一一二

『一、(前略)三太郎正八朝赤粳刈屋仕落ニ而候事』²⁶⁾とあり、古老も「赤米は脱穀し易かつた」と云う。

第16表は種粳に対する粳収量(干上)の倍率を掲出したもので植田も低率であるが、植田よりも実植田が低劣で、就中赤粳が驚くべき低率を示す。

次に干上げの五合摺として各田毎に米収量を算出すると第17表が得られる。一俵は三斗五升入であり、²⁷⁾ 俵については舎人日記に依り京俵であること明らかである。²⁸⁾ 但し、薩藩では六尺五寸竿²⁹⁾ が用いられているため一反は現在の約一反二畝にあたるわけだから、³⁰⁾ これを換算して各品種毎に反当収量を出すと第18表の如くなるのである。

第18表 反当収量

		A	B
万 畦 四 赤 赤	石 餅 徳 晩 稲 稲	斗	斗
		14.85	12.38
		18.70	15.58
		14.42	12.02
		10.525	8.77
		7.55	6.29

*A: 6尺5寸半¹反

B: 6尺1分半¹反

以上の考察は僅か元治元年度一ケ年に関するもので、これを守屋分家累年の記録

と比較すれば少くとも収量に関しては或程度下廻つていと云えるのである。殊に

赤籾(分家では反当一石程度)は著しく低い。恐らく或程度不作の年ではなかつた

かと推察されるが、これについては後に触れる。(未完)

安政五年八月十五日の条。

(27)(26)

薩隅日田賦雑徴(地方経済史料第一卷四〇三頁)、又「米一俵を三斗二升とし一升到壹合を加へ落散に備へ一俵は三斗五升式合を法としたるが古来の規則」ともあり(薩藩天保度以後財政改革顛末書、近世社会経済叢書第四卷一七頁)。聞取でも耕作日記自体の

計算でも三斗五升である。

(28)

明治二年九月廿八日の条「斛之寸法」あり、一升、ヒ四寸九分フ二寸七分とあり京斛であることが分る。他に一合、ヒ二寸二分七リ・フ一寸二分五リより斗桶、口一尺一寸五分底一尺五分・フ六寸七分八リまで種々書かれ、いづれも一升斛を基準としてい

(29)

る。十月朔日には「酒斛之寸法」あり。聞取でも酒斛が別にあつた以外に特種の慣行斛は無しと云う。列朝制度卷之五十四、租税問答(近世地方経済史料第二卷四九五頁)、鹿兒島藩租額事件(近世社会経済叢書第四卷一六九頁)。薩藩に限らず九州諸藩では六尺五寸或は六尺三寸竿が用いられたことは屢、見る所であり、尙研究を要する。福岡藩(近世地方経済史料第一卷、二一〇・二一四頁)、久留米藩(福岡県史資料第一輯四九一頁、第六輯四二六・四三〇頁)、小倉藩(同上第一輯五五〇頁・第八輯五九八頁)では六尺五寸竿であり、佐賀藩・唐津藩でも同様らしい(佐賀県農地改革史上卷一五三頁)。柳河藩(福岡県史資料第一輯五〇〇頁・第四輯五七五頁)では六尺三寸竿であつた。

(30) 高山でも古老は「旧畦一反は新畦一反二畝位」、「昔の五畦歩は今の六畦拾何歩にあたる」と云う。